平成20年度 共通仕様書(土木工事編)の改正について 平成20年7月1日改正

〔土木工事編 〕

第1編 共通編 第1章 総則

1-1-5 設計図書の照査等(p.7)

設計図書と現場が一致していない場合、その資料を書面で提出することとなっているが、一致している場合でも照査結果を書面で提出することを追加。

- 2.・・・また、該当する事実が無い場合についても、照査結果を書面で提出し、確認を求めなければならない。
- 1-1-8 工事カルテ作成、登録(p.8)

変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合を追記。

・・・変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負金額の変更の場合は原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金2,500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。・・

1-1-13 工事の下請負(p.10)

- 一般競争入札に変わったことによる追加
- 2.下請負者が、地方自治法施行令第167条の4の規定及び福島県建設工事 等入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加資格制限中の者でない こと。
- 一般競争入札に変わったことによる修正
- 3. 下請負が福島県の<u>工事指名競争入札参加資格者</u>である場合には、指名停止期間中でないこと。 □
- 3.下請負が福島県の建設工事入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。

1-1-19 工期変更(p.28)

4項で請負者から工期延長を求められた場合の記載があるが、約款では発注者から 工期短縮を求める場合の条項があるため仕様書でも追加した。

5.請負者は、約款第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表、その他必要な資料を添付し、約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督員に提出しなければならない。

1-1-22 建設副産物(p.15)

平成20年4月1日から「産業廃棄物管理票交付等状況報告制度」が義務づけられたことを追加。 このため、産業廃棄物処理票(マニフェスト)を交付した全ての排出事業者は交付枚数及び排出量の多少にかかわらず、全て報告制度の対象となる。

8.請負者は、産業廃棄物処理票(マニフェスト)を交付したときは、「産業廃棄物管理票交付等状況報告制度」に基づき所定の様式に必要事項を記入し、毎年6月30日までに前年度の実績を各振興局等に報告しなければならない。ただし、電子マニフェストにより交付したものについては報告の必要はない。(詳細は、共通仕様書土木工事編 (参考資料)による。)

1-1-25 工事完成検査(p.26)

工事完成時の提出資料の中で、社内検査結果資料は施工確認願いで提出済みのもの は重複して提出しないことを追加。

(5)社内検査結果資料(施工確認願いで提出済みのものは除く)

1-1-33 工事中の安全確保(p.32)

請負者は、関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない こととなっているが、関係機関から安全に関する指摘を受けた場合、監督員に報告 することを追加。

12.・・・・ なお、上記の関係機関から安全確保に関する指摘、改善命令等が文書により行われた場合は、すみやかに監督員に報告しなければならない。

1-1-39 交通安全管理(p.39)

保安施設設備基準により交通安全管理を行うことを追加。

- 17. 請負者は、現道工事の作業終了後は、機械及び材料等を速やかに車道外に搬出し、必要に応じ、一般交通に支障のないよう保安施設等必要な処置を講じなければならない。
- 18.請負者は、供用中の道路に係わる工事の施工にあたっては、保安施設設備基準を遵守するものとする。

1-1-51 低入札価格調査制度対象工事(p.49)

低入札価格調査制度について追加

- 1.低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合には、重点監督の対象となるため、請負者はこれに応じなければならない。
- 2.請負者は、低入札価格調査制度調査対象となった工事については、発注者が別途指示するところに従い、施工時確認調査等の調査に協力しなければならない。
- : 3 . 主任技術者又は監理技術者専任配置が義務づけられている工事において、

低入札価格調査における調査基準価格を下回った価格で契約する場合は、主 任技術者又は監理技術者について、同等以上の資格を有する者 2 名を専任で 配置しなければならない。

第1編 共通編 第2章 土工

2-3-3 盛土工 19(p.58) 2-4-3 路床盛土工 17(p.65) 2-4-4 路体盛土工 20(p.67) 盛土の土羽に使用する材料は浸食のおそれのないものを使用することを追加。

. 請負者は、土羽土の施工にあたり、法面浸食のおそれのない粘着性のある 材料を使用しなければならない。

第2編 材料編 第2章 土木工事材料

2-5-20 落石防止柵の亜鉛めっき(p.123) 落石防止柵のめっきの規格について追加。

- 2-6-2 セメント(p.124) 表2-17 表中にエコセメントを追加。
- 2-7-4 コンクリート法留(プレキャスト製品)(p.128) コンクリート法留製品の規格について追加。
- 2-8-4 アスファルト注入材料(p.136) アスファルト注入材料の規格について追加。
- 2-12-2 区画線(p.141) 表中に水性型の規格を追加。
- 2-13-4 河川護岸用吸い出し防止シート(p.142) シート敷設方法、重ね幅について追加。
- 2-13-5 無収縮モルタル(p.144) 無収縮モルタルの品質規格を追加。
- 2-13-6 トンネル防水工(p.144) 防水シートの規格について追加。
- 2-13-7 雑石(沈石用)(p.145) 雑石の材料確認方法について追加。

第3編 共通編 第1章 一般施工

1-1-51 道路付属物工(p.166)

デリネーターは、支柱に道路管理者名「福島県」が入った材料使用することの記述 を追加。

5 . 請負者は、視線誘導標の施工にあたって、支柱に道路管理者名「福島 県」が入った材料を使用しなければならない。

1-6-8 ブロック舗装(p.240)

ブロックの目地について追加。

7 .請負者は、ブロックの目地が 2 ~ 3 mm程度、敷設が常に目地ラインを真っ直ぐになるようにしなければならない。

第4編 道路編

第2章 舗装 2-10-3 道路植栽工 道路植栽工(p.302)

地下埋設物に損傷を与えた場合の修復は、請負者負担で行うことを追加。

i6.(1)・・ただし、修復に関しては、請負者の負担で行わなければならない。

第3章 橋梁下部 3-8-3 矢板護岸工 笠コンクリート工(p.316)

笠コンクリートの施工について追加。

4 . プレキャスト笠コンクリートの施工については、接合面が食い違わないように施工しなければならない。

第4章 鋼橋上部 4-5-3 橋梁現場塗装工 現場塗装工(p.343)

コンクリート接合部には無機ジンクリッチペイントを塗布することを追加。

15.・・・また、箱げた上フランジなどのコンクリート接続部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジンクリッチペイントを30μm塗布するものとする。

4-6-1 床版工 一般事項(p.345)

床版コンクリートの打設順序、打設設備等は、施工計画書に記載しなければならないことを追加。

4-7-2 橋梁付属物工 伸縮装置工(p.347)

伸縮装置の施工について追加。

- 3.請負者は、伸縮装置に用いるシール材及びバックアップ材の種類について、 監督員の承諾を得なければならない。
- 4.請負者は、鋼製伸縮装置の製作においては、床版施工時期を考慮して伸縮量及び遊間量を計算し、仮付けを行わなければならない。

第6章 トンネル(NATM) 6-4-1 支保工 一般事項(p.379)

支保工間隔の変動について追加。

5. 支保工間隔は、地山の状況に応じ、多少変動しても所定区間における総本数に変更がなければ所定の建込間隔とみなすものとする。

6-7-2 支保工 ロックボルト工(p.380)

フォアパイリングの突孔角のについて追加。

6. 先打ちボルト(フォアパイリング)の突孔角度等詳細については、監督員 の承諾を得るものとする。

第15章 道路維持 15-4-4 舗装工 舗装打換え工(p.429)

舗設時の締固め、段差擦付について追加。

- (2)隅角部、縁部の締固めは、特に入念に行わなければならない。
- (4)車道打換等によって生じる段差の擦付について、横断方向(車の進行方向) の段差は5%以内の勾配で日々行い、交通開放しなければならない。なお、 縦断方向(道路中心線方向)の段差は原則としてつくってはならない。

15-21-2 除草工 道路除草工(p.456)

除草時に異常を発見した場合及び清掃について追加。

- 2.請負者は、除草中に又は後片付け中に法面に陥没・亀裂等の異常を発見した場合は、速やかに監督員に報告しなければならない。
- 3.請負者は除草に先立ち、竹・雑木等の伐採を行うとともに、空き缶等の異物を除去する等の清掃を行うものとする。
- 4.・・・中央分離帯・路肩等ではその日のうちに、又、法面では速やかに片付けなければならない。

第17章 消雪工(p.481)

消雪工の仕様は古く、最近の実態と合っていないため、実態にあった内容とした。 (国の共通仕様書機械設備編を準用、修正)

第5編 河川編

第1章 築堤·護岸

第12節 仮量水標(p.524)

施工中の水位の観測について追加。

第13節 護岸法覆工(p.524)

連節ブロック張工の施工について追加。

かごマットについて、多段積みと被覆鉄線使用の特殊かごマットの規格、仕様について追加。

〔土木工事編 〕

1.舗装工(表層工)全部について(p.69、p.75、p.77、p.137、p.141、p.143、p.145、p.153) 高さ管理の規格値は無いが、全測点で管理・測定を行うこととする。

「基準高は、設計値に従い、縦断勾配、横断勾配、側溝等周辺の構造物高さを考慮のうえ管理を行うこと。 また、全測点の道路中心及び端部の高さを測定すること。」

2. 写真管理基準

(1)写真の省略(p.350)

立会検査時の写真について、立会状況写真のみを撮影添付とすることを記載。

- 「(3)監督員が臨場して行う段階確認における写真は、立会状況写真のみを数枚 撮影し、その写真は確認書に添付して監督員が原本を保管する。」
- (2)工事写真の整理方法(p.351)

提出頻度についての記載を追加。

「(2)・・・・なお、提出頻度とは請負者が撮影頻度に基づき撮影した工事写真 のうち、工事写真帳として貼付整理し提出する枚数を示したものである。」

(3)その他(p.352)

撮影箇所一覧表の用語(代表箇所、適宜提出、提出頻度の不要)の定義を追加。

- 「12.撮影箇所一覧表の用語の定義
 - (1)代表箇所とは、当該工種の代表箇所を示すもので、監督員の承諾した箇所をいう。
 - (2)適宜提出とは、監督員が指示した箇所を提出することをいう。
 - (3)提出頻度の不要とは、工事写真帳として貼付整理し提出する必要がないことをいい、撮影を行い、提示を求められた時にすぐに提示が出来るようプリントアウトしておく等は必要であることをいう。」

[土木工事編 (参考資料)]

土木工事編 (参考資料)は、各種様式、要綱、要領等を参考までに掲載したものであるため、各種要綱等の改正により共通仕様書の内容と違う場合は要綱等を優先します。

1 福島県工事請負契約約款(p.3~)

平成20年3月28日改正 (総務部入札監理課)

・工事約款の改正に伴うもの

(下請負)

第7条 下請けを行うときは、福島県元請・下請関係適正化指導要綱の規定を遵守 し、下請け者に対して同要綱の規定を遵守するよう指導することへ変更。

(中間検査)

第31条の2 中間検査の項目を新たに追加。

(前払金)

第34条9項 減額変更による超過額返還の遅延利息が年3.4%から3.7%へ変更。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第42条2項、3項 損害金の遅延利息が年3.4%から3.7%へ変更。 (賠償金の徴収)

第48条1項、2項 賠償金の遅延利息が年3.4%から3.7%へ変更。

・仲裁合意について最新の内容、記載例を掲載。 (土木部建設産業室)

2 様式

- (1)新様式の追加
 - ・確認書 ・工事打合せ簿 (平成20年4月1日改正)
- (2)様式の廃止
 - ・請負工事指示書、確認立会結果書・確認、立会願・承諾書、協議書
 - ·支給品使用済報告書 ·支給品返納書
- (3)元請・下請関係適正化指導要綱関係様式の改正
 - ・下請工事契約時、完了後チェックリストの追加。
- (4) 工事現場等における事故発生報告書 入札監理課様式を改正
- 3 福島県元請·下請関係適正化指導要綱(p.653)

平成20年2月15日改正 (総務部入札監理課) 平成20年3月1日以降入札公告に適用

・下請契約書の記載事項(要綱第5) 下請契約する際には、「請負人は福島県元請・下請関係適正化指導要綱の規定を 遵守するとともに、工事の一部を他人に請け負わせる場合は請け負わせた者に同 要綱の規定を遵守するよう指導しなければならない。」という条項を記載する。

・チェックリスト(要綱第9) 下請契約を締結するとき及び下請け工事の完了後にそれぞれチェックリスト(様

式第1号、第3号)を作成し、適正な手続きがなされているか点検を行う。

- ・県への提出書類の見直し(要綱第9~第12) (提出書類等一覧 p.665 参照) 全ての下請契約に係る契約書やチェックリストの写しを添付することとなった。
- ・施工体制点検マニュアル 平成20年4月1日改正 (技術管理課) 「施工プロセス」のチェックリストの別添として「施工体制台帳チェックリスト」 が追加されている。

公共工事の主な工事標識・看板の掲示整理票を追加。(p.682)

4 建設リサイクルガイドライン(p.343)

平成20年6月25日改正 (技術管理課)

- ・ガイドラインにおける目標値が改正。
- 5 産業廃棄物管理票交付等状況報告制度(p.687)

平成20年4月1日から報告が必要となった。 (生活環境部不法投棄対策課)

・平成20年度から前年度に産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付した全ての 排出事業者は交付状況等の報告が必要となった。 電子マニフェストで交付した ものについては報告の必要がない。

(平成19年4月1日から平成20年3月31日までに交付したマニフェストについて、平成20年6月30日までに各地方振興局に報告することとなる。)

							7,220 十 2 八 2		<u>ار در ا</u>			,,,,		13/11/2/	
							旧・条文構成(平成19年度)								新・条文構成(平成20年度)
編	章	節	条	項		編章節条	条 文	編	章	節	条	項		編章節条	条 文
1	0	0	0	0	1	第1編	共通編	1	0	0	0	0	1	第1編	共通編
1	1	0	0	0	1	第1章	総則	1	1	0	0	0	1	第1章	総則
1	1	1	0	0	1	第1節		1	1	1	0	0	1	第1節	
1	1	1			1		適用	1	1	1	1	0	1	1 - 1 - 1	適用
1	1	1			1	2.		1		1	<u> </u>		1	2.	····「 福島県 工事検査実施要網」···
1	1	1		3	1		契約書に添付されている・・・	1		1	1	3			設計図書に添付されている・・・
1	1	1			1		用語の定義		1	1		-			用語の定義
1	1	1		23	1		円詰めた我 検査員とは、約款第31条2項の規定に基づき、・・・	1		1	2	_			対応の足我 検査員とは、福島県工事検査実施要網第4条にの規定に基づき、・・・
1	1	1		24	1		中間検査とは、土木建築工事検査実施要綱に基づき行うものをいい、	1		1	2	_			快直員とは、 治菌ボー等快直美風安崩海・ボ にいめたに奉うさ、 中間検査とは、 約款第31条の2及び中間検査実施要領 に基づき行うものをいい、・・・・
1	1	1	_	0	1		計図書の照査等	1		1	5		1		田田村田田は、 町駅から1米の1及び中間校直来施安領 に奉うされたのでいた。 設計図書の照査等
1	1	1		2	1			1		1		_	1	2.	
'	'	'	3	_	'	۷.		'	'	'	5	_	'	۷.	査結果を書面で提出し、確認を求めなければならない。 なお、・・・
1	1	1	7	0	1	1 - 1 - 7	施工計画書	1	1	1	7	0	1	1 - 1 - 7	<u>国間来で冒囲に延出び、確認を不めなければならない。</u> なの、 施工計画書
1	1	1		-	7			1	1	1		_	7		加工前四百 (7)施工方法(主要機械、 仮設備計画、工事用地等を含む)
1	1	1		5	1		(7) 旭土刀法((成設備計画、工事用地等を含む) 請負者は、施工計画書を提出した際、監督員から指示された事項を詳細	1		1					(ア)ルエガス(エ 玄な機な、)以設備計画、工事用地等を含む) 請負者は、施工計画書を提出した際、監督員 <u>が</u> 指示 <u>した</u> 事項 <u>について、さらに</u> 詳細
'	'	'	′	٦	'	٠.	に記載した施工計画書を、指示された時までに提出しなければならない。	'	'	١.	'	3	'	٥.	な施工計画書を提出しなければならない。
1	1	1	8	0	1	1 - 1 - 8	工事カルテ作成、登録	1	1	1	8	0	1	1 - 1 - 8	工事カルテ作成、登録
1		_	_		1	1.		1	1	1			_	1.	エデカルグ Fr/が、立路 ・・・・完成時は工事完成後10日以内に、 訂正時は適宜 登録機関に登録申請しなければ
'	'	'	0	'	'	١.	らない。ただし、平成16年11月1日以降完成の工事については、請負金	'	'	'	0	'	'	١.	ならない。変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負
							額だけの変更(請負金額が2,500万円を跨ぐ変更は除く)の登録申請は要								金額のみの変更の場合は原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金
							しない。また、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領								2.500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。 また、登録
							しない。 また、(別)口本建設情報総合とファー先行の エ事ガルア支援 書」が届いた場合は、直ちに監督員に提示し、確認を受けなければならな								機関発行の「工事カルテ受領書」が届いた場合は、直ちに監督員に提示し、確認を受
							らない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時								
							の提示を省略できるものとする。								の提示を省略できるものとする。
1	1	1	13	Λ	1	1 _ 1 _ 13	工事の下請負	1	1	1	13	0	1	1 _ 1 _ 13	工事の下請負
1				_	1	2.		1			13				工事の 「明兵 下請負者が、地方自治法施行令第167条の4の規定及び福島県建設工事等入札
'	'	'	13	۲	'	۷.	追加	'	'	'	10	_	'	۷.	参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
1	1	1	13	2	1	2	 下請負者が福島県の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停	1	1	1	13	3	1	3 .	下請負者が福島県の建設工事人札参加資格者である場合には、指名停止期間中で
'			10	-	'	2.	上期間中でないこと。	'	'	ļ '	10		'	3.	ないこと。
1	1	1	13	3	1	3.	項番号の変更	1	1	1	13	4	1	4 .	3. 4.
1	1			_	1		調査・試験に対する協力	1	1	1	16		1		調査・試験に対する協力
1	1				1	7.	請負者は、低入札価格調査制度調査対象工事と・・・	Ė		Ė		Ŭ	Ė	1 1 10	全文削除
1	1				1	1 - 1 - 19	丁期変更	1	1	1	19	0	1	1 - 1 - 19	
				Ť	Ť			1	1	1	_				請負者は、約款第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短
)+ LD								縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、約款第23条第2項
							追加								に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督員に提出しなければなら
															ない。
1	1	1	20	0	1	1 - 1 - 20	支給材料及び貸与品	1	1	1	20	0	1	1 - 1 - 20	支給材料及び貸与品
1			20		1		約款第15条第1項に規定する「引渡場所」は、・・・	Ė		Ė		Ť			全文削除
1	1		20		1	6.	項番号の変更	1	1	1	20	5	1	5 .	6. 5.
1				_	1	7.	項番号の変更				20			6.	7. 6.
1	1		_		1	8.	項番号の変更		1	1	+			7.	8. 7.
1	1			9	1	9.	項番号の変更	1	1	1			1	8.	9. 8.
1	1		20		1	10.	項番号の変更	1	1	1	_			9 .	10. 9.
1	1				1		工事現場発生品	1	1	1	22	_		1 - 1 - 22	
1	1		_	3	1		1 - 1 - 22 建設副産物 1項へ移動	1	1	1	22		1	1.	1-1-21 工事現場発生品 3項から移動
1	1			-	1		建設副産物	1	1	1	_		1	1 - 1 - 22	
1	1				1	1.	項番号の変更	1	1	1	22			2.	1. 2.
<u> </u>	- 1	- 1			- 1		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	<u> </u>		<u> </u>		<u> </u>	•		*** ***

						17%20千段 八地		″` ⊢		- 'J	,, ,,		」ハハセく	
						旧・条文構成(平成19年度)								新・条文構成(平成20年度)
1	1	1 2	22 2	1	2.	項番号の変更	1	1	1	22	3	1	3.	2. 3.
1	1	1 2	22 3	1	3.	項番号の変更	1	1	1	22	4	1	4.	3. 4.
1	1		22 4	1	4.	項番号の変更	1	1	1	22	5	1	5.	4. 5.
1	1	_	22 5	1	5 .	項番号の変更	1	1	1	22	6	_	6.	5. 6.
1		1 2			6.	項番号の変更		1		22	7		7 .	6. 7.
		' -	2 0	+ '-	0.	東田 ラジ文文	1			22	8	•		請負者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付したときは、「産業廃棄物管
							'	'	'	22	٥	'	0.	理票交付等状況報告制度」に基づき、所定の様式に必要事項を記入し、毎年6月
						追加								全衆文10寸仏が報告前及1C墨ラC、77だの様式に必要事項を記さり、電子0万 30日までに前年度の実績を各振興局等に報告しなければならない。ただし、電子
														30日までに前午度の実績を自敬英尚寺に報告の必要はない。 マニフェストにより交付したものについては報告の必要はない。
4	1	1 2	2 0	1	1 1 22	 監督員による確認及び立会等	1	1	-1	21	0	1	1 - 1 - 21	<u>マーフェストにより文刊 ひたものに フロ くは報告の必要はない。</u> 丁事現場発生品
1		1 2		_			1	_		21				<u> </u>
1		1 2			6.		1			21				・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1	'	' 2	23 0	'	0.	・・・監督貝の唯祕及び立云寺を文けた場合にのりても・・・	'	' '	1	21	О	'	0.	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	_	4 0	0	_	0	(4) 及为是数据(1) + 事工 + 化等 技术时间积1	1	1	_	04	0	0	8 .	
1	1		23 8		8.	(3)・・・監督員が押印した書面を保管し、検査時に提出・・・	<u> </u>			21	8			(3)・・・・監督員が押印した書面 の写しを保管しなければならい。
1	1	_	23 9		9.		1	_		21				図面・写真等の資料を整備し、監督員に提出し 確認を受け なければならない。
1	1		25 0			工事完成検査	1	_	1	25	•			工事完成検査 (C)社内技术在思密料(体工物物際以表現出来では多 人
1	1		25 2	_	2.	(5)社内検査結果資料	1	1	1	25	2			(5)社内検査結果資料(施工確認願いで提出済みのものは除 く)
1	1		27 0		1 - 1 - 27	中間検査	1	1		27	0		1 - 1 - 27	
1	1	_	27 1			11000=1100=1000=100=100=100=100=100=100	_	1	1					中間検査は、 約款第31条の2及び中間検査実施要領 に基づき・・・
1	1		29 0		1 - 1 - 29	施工管理	1		1	29	0	1		施工管理
1	1		29 3		3.		1	1	1	29	3	1	3.	・・・当該工事の監督業務を担当している事務所・課名を記入・・・
1	1			1		請負者は、工事に使用する指定機械及び主要な船舶を・・・	<u> </u>				_			全文削除
1	1		29 6		6.	項番号の変更	1	_	1	29	5		5.	6. 5.
1	1		9 7		7.	項番号の変更	<u> </u>	1		29			6.	7.6.
1	1	_	9 8		8.	項番号の変更		1		29			7.	8. 7.
1	1		9 9		9.	項番号の変更	1		1	29	8	_	8.	9. 8.
1	1		29 10	•	10.	項番号の変更	1		1	29			9.	10. 9.
1	1	_	29 11	_	11.	項番号の変更				29			10.	11. 10.
1	1		33 0	+		工事中の安全確保	1	1	1	33	0	1	1 - 1 - 33	工事中の安全確保
1	1		33 4		4.	請負者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等・・・								全文削除
1	1			1	5.	項番号の変更	+	1		33			4.	5. 4.
1	1		33 6	$+\dot{-}$	6.	項番号の変更	1			33			5.	6. 5.
1	1	_	33 7		7.	項番号の変更	1	1	1	33	6	1	6.	7. 6.
1	1		83 8		8.	項番号の変更	1	-	1	33	7	1	7.	8. 7.
1	1		3 9		9.	項番号の変更	1	_	1	33	•		8.	9. 8.
1			33 10		10.	項番号の変更	<u> </u>	1		33	9		9.	10. 9.
1	•		33 11		11.	項番号の変更		1		33			10.	11. 10.
1	1	1 3	33 12	2 1	12.		1	1	1	33	11	1	11.	・・・記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するもの
						提示するとともに、検査時に提示しなければならない。								<u>とする。</u>
1	1	1 3	33 13	3 1	13.	・・・工事中の安全を確保しなければならない。	1	1	1	33	12	1	12.	・・・工事中の安全を確保しなければならない。 なお、上記の関係機関から安全確保
														に関する指摘、改善命令等が文書により行われた場合は、速やかに監督員に
														<u>報告しなければならない。</u>
1	1		3 14		14.	項番号の変更		1					13.	14. 13.
1	1	_	3 15		15.	項番号の変更	1	_		33			14.	15. 14.
1	1		3 16		16.	項番号の変更	1	_	1	33			15.	16. 15.
1	1		3 17	_	17.	項番号の変更		1					16.	17. 16.
1	1		3 18		18.	項番号の変更	1	-	1		17		17.	18. 17.
1	1		3 19		19.	項番号の変更	1	1	1		18		18.	19. 18.
1		1 3	_		20.	項番号の変更	_	1					19.	20. 19.
1	1	1 3	34 0	1	1 - 1 - 34	工事中の安全確保	1	1	1	34	0	1	1 - 1 - 34	工事中の安全確保

							四、冬文楼式(亚式40年度)								新·名文楼式(亚式20年度)
<u> </u>	. 1		0.4	, ,	, 1		旧・条文構成(平成19年度)	<u> </u>	, ,		l c :		, ,	, 1	新·条文構成(平成20年度)
1 1	l '	1 3	34	1	1	1.	・・・なお、従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事	1	1	1	34	1	1		・・・・なお、 監督員の請求があった場合には、直ちに 従事する火薬類取扱保安責任
 	+	.		_	_	1 1 2 2	者手帳の写しを監督員に提出しなければならない。	-		_		_			者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を監督員に提出しなければならない。 東北紀生君
1 1	Η΄	_	36	_	1		事故報告書	_	1			_			事故報告書
1 '	1		00	<u> </u>	1	1 1 2 2	・・・「工事現場等における事故発生報告書 <u>(第102号様式)」・・・</u>	1		1	00			1.	・・・「工事現場等における事故発生報告書」・・・
1 1	1	_		<u> </u>	1		交通安全管理	1	1	1	39	0	1	1 - 1 - 3 9	交通安全管理
1 1	Η.				1	7.	請負者は、指定された工事用道路の使用開始前に・・・	1	1	4	39	7	1	7	<u>全文削除</u>
1 1				_	1	<u>8.</u> 9.	項番号の変更 項番号の変更	1		1				7. 7.	8.7. 項番号の変更
1 1	Η.		39 ´		1	10.	項番号の変更	1	1	1	39			9 .	- 現留与の友史 10.9.
1 .	Η.		39 <i>′</i>		1	11.	項番号の変更	1	1	1	_			10.	11. 10.
1 .	١,				1	12.	項番号の変更		1					11.	12. 11.
1 1	Η.	_	_	_	1	13.	項番号の変更	1		1	39			12.	13. 12.
1 /	Η.		_		1	14.	項番号の変更	1		1	39	13		13.	14. 13.
1 /	١.		39 ′		1	15.	項番号の変更	1	1	1	39			14.	15. 14.
1 .	١.		39 1		1	16.	項番号の変更	1	1	1	_			15.	16. 15.
1 .	1	1 3	39 ′	17	1	17.	項番号の変更		1	1		16		16.	17. 16.
H	+	+		+	+		追加	1			39				請負者は、現道工事の作業終了後は、機械及び材料等を速やかに車道外に
							<i>X</i> =/JH	'	'	ļ '	55	.,			搬出し、必要に応じ、一般交通に支障のないよう保安施設等必要な処置を護
															版出し、少安に心し、 放文庫に文体のない。7次文庫設分少安なだ量を譲 じなければならない。
	+			_	-		追加	1	1	1	39	18	1		請負者は、供用中の道路に係わる工事の施工にあたっては、保安施設設備基
							<i>≥</i> 2754		•				•		準(共通仕様書土木工事編 (参考資料))を遵守するものとする。
1 '	1 .	1 4	47	0	1	1 - 1 - 47	保険の付保及び事故の補償	1	1	1	47	0	1		<u> </u>
1 '	1			5	1	5.	・・・また当該請負契約金額から消費税に引いた額が・・・	1	_	1	47	5	1		・・・・また当該請負契約金額から消費税 を 引いた額が・・・
1 '	1		51	-	1	1 - 1 - 51	追加	1	1	1	51		1		低入札価格調査制度対象工事
		Ť	·	Ť	Ť		ÆDH	1	1	1	51	_	1		低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合には、重点監督の対象と・・・
								1	1	1	_		1	2.	請負者は、低入札価格調査制度調査対象となった工事については、・・・
								1	1	1					主任技術者又は監理技術者の専任配置が義務付けられている工事・・・
1	1 .	1 5	51	0	1	1 - 1 - 51	道路構造物の記録保存	1	1	1	52	0	1	1 - 1 - 5 2	道路構造物の記録保存
1 '	1 '	_	_	0	1		道路舗装構成等の記録保存	1	1	1	53	0	1		道路舗装構成等の記録保存
1 1	1	1 5	52	0	1	1 - 1 - 52	各種要領·参考資料等	1	1	1	54	0	1	1 - 1 - 54	各種要領·参考資料等
1 '	1	1 5	52	1	1	1.	福島県土木部技術管理グループのホームページから入手できる資料	1	1	1	54	1	1	1.	福島県土木部技術管理 課 のホームページから入手できる資料
1 '	1 .	1 5	52	1	2	1.	(2) 土木建築工事検査基準	1	1	1	54	1	2	1. ((2) 福島県 工事検査基準
1 '	1				2		(2) 土木建築(設備)工事検査実施要領	1	1	1	54	1	2		(2) 福島県工事検査実施要綱
1 '	_	1 5	52	3	1	3.	(1)···http://www.jajsh.gr.jp/horei/hor1-44/hor1-44/···	1	1	1	54	3	1	3. ((1)···http://www.jajsh.gr.jp/horei/hor1-44/hor1-44-7-1-2.html
1 '		1 5	52	5	1		福島県環境共生領域のホームページから入手できる資料	1	1	1	54	5	1	5.	福島県環境共生 課 のホームページから入手できる資料
							追加	1		1	54	6		<u>6.</u>	福島県生活環境部不法投棄対策室のホームページから入手できる資料
							追加	1	1	1	54	7	1	<u>7.</u>	福島県総務部入札監理課のホームページから入手できる資料
1 '	١ .	_			1		共通仕様書の改正・訂正	1	1	1	55	1	1	1 - 1 - <u>5 5</u>	共通仕様書の改正・訂正
1 '	_				1		この共通仕様書は福島県土木部技術管理グループのホームページから・・		1	1		1			この共通仕様書は福島県土木部技術管理課のホームページから・・・
1 2		_	-	-	1		土工		2	0		0	1		<u> </u>
1 2	_	_	_	_	1		河川土工·海岸土工·砂防土工	1		3	_	0	1		河川土工·海岸土工·砂防土工
1 2		3		·	1	2 - 3 - 1		1	_	3		0	1		一般事項
1 2	2 3	3	1	9	1	9.	EXTENSION SET OF	1	2	3	1	9	1		・・・・ 処理方法が 示されていない場合には、 <u>設計図書に関して</u> 監督員と協議しなけれ
	\perp						ない。				1				ばならない。
1 2	2 (3	3	0	1	2 - 3 - 3	盛土工	1	2		_				盛土工
							追加	1	2	3	3	19	1		請負者は、土羽土の施工に当たり、法面浸食のおそれのない粘着性のある材料を
\vdash	\perp					· · ·	1 March 1				<u> </u>				<u>使用しなければならない。</u>
1 2							道路土工		2	4					道路土工
1 2	2 4	4	3	U	1	2 - 4 - 3			2					2 - 4 - 3	
							追加	1	2	4	3	17	1		請負者は、土羽土の施工に当たり、法面浸食のおそれのない粘着性のある材料を
														<u> </u>	<u>使用しなければならない。</u>

											/ I I			如 有一样子(正子00万亩)
						旧・条文構成(平成19年度)								新・条文構成(平成20年度)
1	2 4	4	0	1	2 - 4 - 4	路床盛土工						1		路床盛土工
						追加	1	2	4	4	20	1		請負者は、土羽土の施工に当たり、法面浸食のおそれのない粘着性のある材料を
														<u>使用しなければならない。</u>
2	0 0	0	0	1	第2編	材料編	2	0	0	0	0	1	第2編	材料編
2	2 0	0	0	1	第2章	土木工事材料	2	2	0	0	0	1	第2章	土木工事材料
2	2 3	0	0	1	第3節	骨材	2	2	3	0	0	1	第3節	骨材
2	2 3	4	0	1		アスファルト用再生骨材	2	2	3	4	0	1		アスファルト用再生骨材
	2 3	4	1	1	1.	表2-12 洗い試験で失われる量(%)	2	2	3	4	1	1		表2-12 骨材の微粒分量試験で75 μ mを通過する量(%)
2	2 3	4	_	1	1.	表2-12 アスファルト コンクリート再生骨材	2	2	3	4	1	1		表2 - 12 規格值
2	2 3	5	0	1		フィラー	2	2	3	5	0	1	2 - 3 - 5	
2	3			1		・・・石粉及びフライアッシュは水分1.0%以下のものを使用する。	2	2	-	5	1	1		··· 石灰岩を粉砕した石粉の水分量 は水分1.0%以下のものを使用する。
	2 3		_	1	3	表2 - 14 項目、規定へ追加	2	2	_		3	1	3	表2 - 14 加熱変質 変質なし
	2 3			1		表2 - 14 合格	2					1	3.	表2 - 14 <u>1/4以下</u>
2	2 5	_	_	1	第5節		2	2	_	0	0	1	第5節	
2	_	20	_	1	2 - 5 - 20	追加	2	2	5		0	1	2 - 5 - 2 N	^{顕177} 落石防止柵の亜鉛めっき
	2 6	_		1		世別	2			0	0	1		<u>を行りた補の金額のうと</u> セメント及び混和材料
	2 6	_		1	2 - 6 - 2		2					1		セメント
	2 6		1	1		表2-17 区分へ追加	2		_	2	1	1		ピクファ 表2-17 (5)低熱ポルトランド (6)耐硫酸塩ポルトランド
	2 6	_		1	1.	表2 - 17 項目の追加	2			2	1	1		<u> 表2 - 17 、13/14表のアアアンド (6)側 MR級 塩 ハアアフンド</u> 表2 - 17 エコセメントを追加
	2 7	_	_	1		校2・1/ 項目の追加 セメントコンクリート製品	2		_	0	0	1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	表2 - 17 - エコピアントを追加 セメントコンクリート製品
			_		<u> </u>	追加	2	2	•		0	1	第/即 2 7 4	セスフトコングリート製品 コンクリート法留(ブレキャスト製品)
	2 7	4		1		122 11 12 13 13 13 13 13		2		4		1	<u>Z - / - 4</u>	<u> コンソリート法留(フレナヤスト製品)</u> 海主++v1
	2 8			1		瀝青材料	2				0	1		瀝青材料
	2 8	_	_	1	2 - 8 - 4	追加	2		8	4	0	1		アスファルト注入材料
	2 12	_	_	1	第12即	道路標識及び区画線	2		12	0	0	1		道路標識及び区画線
	2 12			1	2 - 12 - 2		2					1	2 - 12 - 2	
	2 12			1		表 項目の追加	2		12			1		表 <u>水性型 W = 15 cmを追加</u>
	2 13		0	1	第13節	その他	2				_	1	第13節	その他
	2 13	_		1	2 - 13 - 4	河川護岸用吸い出し防止シート	2			4		1	2 - 13 - 4	河川護岸用吸い出し防止シート
2	2 13	3 4	2	1	2.	河川護岸用吸い出し防止シートの品質は、次表の規格に適合したもので	2	2	13	4	2	1		河川護岸用吸い出し防止シートの品質は、次表の規格に適合した <u>「河川護岸用吸い</u>
						なければならない。								<u>出し防止シート評価書」(国土交通大臣認可)を有しているシートとする。・・・・</u>
2	_	3 4				品質証明のための成績試験表は、通常の生産過程において・・・・	2		-		3	1		河川護岸用吸い出し防止シートの敷設は以下のとおりとする。・・・・
2	2 13		0			追加	2		13		0	1	2 - 13 - 5	<u>無収縮モルタル</u>
2	2 13	3 6	0	1	2 - 13 - 6	追加	2	2	13	6	0	1	2 - 13 - 6	トンネル防水工
2	2 13	3 7	0	1		追加	2	2	13	7	0	1		<u>雑石(沈石用)の確認</u>
2	2 13	3 5	0	1	2 - 13 - 5	防砂板	2	2	13	8	0	1	<u>2 - 13 - 8</u>	防砂板
2	2 13	3 6	0	1	2 - 13 - 6	道路照明標示板	2	2	13	9	0	1	<u>2 - 13 - 9</u>	道路照明標示板
3	0 (0	0	1	第3編	土木工事共通編	3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編
3	1 0	_	0	1		一般施工	3	1		0	0	1		ーパー・フィー・ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー
3	1 3		_	1	第3節	共通的工種	3		-		0	1		共通的工種
3	1 3		0	1		植生工	3		3	7	0	1		植生工
3	1 3		·	1		種子工 種子吹付工及び客土散布の施工については・・・・	3		3	7	12	1		恒二二 種子 散布 吹付工及び客土散布の施工については・・・・
3	1 3		_	1		(2)・・・荷重によってネットに損傷が生じないように・・・	3		3		14	1		(2)・・・荷重によって <u>シート・マット</u> に損傷が生じないように・・・
3	1 3	7	0	1		・・・・植生工の施工にあたり、種子帯の切断が生じないように・・・	3	1	3	_	15	1		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3	1 3	13	0	1	1 - 3 - 13	道路付属物工	3	1	-		0	1	1 - 3 - 13	
3	1 3	_		1	5.	追加	3		-		5	1		請負者は、視線誘導標の施工にあたって、支柱に道路管理者名「福島県」が
3	' ³	13	٥	'	J.	년/III	3	'	٥	13	5	'	٦.	調見者は、代献88等保の配工にのたって、文代に追贈書達者者・福岡宗」か 入った材料を使用しなければならない。
3	1 2	13	5	1	5.	項番号の変更	3	1	3	12	6	1	6.	<u> 大うに材料を使用しなければならない。</u> 5. 6.
	_	13		1	6.	項番号の変更	3		3			1	7.	6. 7.
3	l 3			1			3				0	1		
3	ט	U	U	ı	万 0即	川以明衣上	3	ı	O	U	U	1	年□即	以要用农工

									J 1		.,	,, , <u>, , , , , , , , , , , , , , , , ,</u>	-	コハハン	
							旧・条文構成(平成19年度)								新・条文構成(平成20年度)
3	1	6	2	0	1		アスファルト舗装の材料	3	1	6	2	0	1	1 - 6 - 2	アスファルト舗装の材料
3			2	-	1		表1 - 20 空欄に追加	3	1		2		1		表1 - 20 水浸膨張比(%)
3		6			1	1 - 6 - 3	コンクリート舗装の材料	3	1			_	1		コンクリート舗装の材料
3		6	3	4	1		(20)・・・ずらして設置しなければならない。・・・	3	1	6	3	4	1		ロンフラー 「開発なびわかす (20)・・・ずらして設置しなければならない。 なお、表層は原則としてレーンマーク
3	'	0	S	4	'	4.	((20)・・・9 50 (設員) なければならない。・・・	3	1	О	J	4	'	4.	
	_	_	_	-	_		(40) + 47 (TT(45) (47) P In 157 + 0 1 + 7		_	_	_	_	_		に合わせるものとする。
3	_	6	_	5	1		(16)・・・本条4項(15)~(17)号によるものとする。・・・	3	1	6	_	5	1		(16)···本条4項 (11)~(13) 号によるものとする。···
3		6			1	6.	(17)・・・本条4項(18)~(20)号によるものとする。・・・	3	1		3		1	<u>6.</u>	(17)···本条4項(14)~(16)号によるものとする。···
3			3		1		(18)・・・本条4項(21)~(24)号によるものとする。・・・	3	1	-			1	/.	(18)···本条4項 (17)~(20) 号によるものとする。···
3		6	-		1	1 - 6 - 6	コンクリート舗装工	3	1	6			1	1 - 6 - 6	コンクリート舗装工
3			6		1	3.	表1 - 27 規格値 2 . 9 M P a	3	1		6		1	3.	表1 - 27 規格値 2 . 0 MPa
3	_		6	_	1		(2)・・・表2 - 26,表2 - 27に適合するものとする。	3	1	_	6	_	1	13.	(2)···· 表1 - 26 , 表1 - 27 に適合するものとする。
3		6			1	1 - 6 - 8	ブロック舗装工	3	1	6		0	1		ブロック舗装工
3		6	8	7	1	7.	追加	3	1		8		1	7.	請負者は、プロックの目地が2~3mm程度、敷設が常に目地ラインを・・・
3	1	6	8	7	1	7.	項番号の変更	3	1	6	8	8	1	8.	7. 8.
4	0	0	0	0	1	第4編	道路編	4	0	0	0	0	1	第4編	道路編
4	2	0	0	0	1	第2章	舗装	4	2	0		0	1	第2章	舗装
4		-			1		適用すべき諸基準	4	2	,	-	0	1	<u> </u>	適用すべき諸基準
		2	-	0	1		日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (昭和56年4月)		2	_			1	77 전1	日本道路協会 道路照明施設設置基準·同解説 (平成19年10月)
			0	-	1	第2 節	(日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	4	2	_	0		1	第2 節	<u>日本追出哪会,追出恐仍他议议直签平,问解机。(于成19年10月)</u> 舖装工
			7		1	기 기 기 기	排水性舗装工	4	2		7		1		排水性舗装工
4		3				2 - 3 - 1				3	7		1	2-3-1	肝小性調表工 表2-3 13.2mm 最大粒径(13) <u>90</u> ~100
4		-	7	5	1	5.	衣2 - 3 13.2MM 取入私全(13) 95~100	4	2	-		5	1	<u> </u>	衣
4		3	8	0	1	2 - 3 - 8	透水性舗装工(車道)	4	2	3	8	0	1	2 - 3 - 8	透水性舗装工(車道)
4			8		1		表2 - 5 13.2mm 最大粒径(13) 95~100	4	2				1		表2 - 3 13.2mm 最大粒径(13) 90 ~100
4	2				1		道路植栽工	4		10			1		道路植栽工
4		10				2 - 10 - 3	道路植栽工	4	2				1	2 - 10 - 3	
4	2	10	3	6	1	6.	(1)請負者は、植え付けについて、・・・指示を受けなければならない。	4	2	10	3	6	1		(1)請負者は、植え付けについて <u>は、・・・</u> 指示を受けなければならない。 ただし、修復
															に関しては、請負者の負担で行わなければならない。
4	2				1	6.	(2)・・・不良土、その他樹木の生育に害のあるものは取り除き、・・・	4		10			1	6.	(2)・・・不良土 等、生育に有害な雑物を 取り除き、・・・
4	2	10	3	19	1	19.	(4)暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、・・・	4	2	10	3	19	1	19.	(4)暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、 津波、 地すべり、落盤、・・・
4				0	1	第4章	鋼橋上部	4	4	0	0	0	1	第4章	鋼橋上部
4	4	4	0	0	1	第4節	鋼橋架設工	4	4	4	0	0	1	第4節	鋼橋架設工
4	4	4			1	4 - 4 - 11	祖場継手工	4	4	4	11		1	4 - 4 - 11	現場継手工
4			11		1		表4-5 接触面の合計乾燥塗膜厚 90~20µm	4	4	_	11		1		表4-5 接触面の合計乾燥塗膜厚 90~ <u>200</u> μm
4		5			1	筆5節	橋梁現場塗装工	4	4		0		1	<u> </u>	橋梁現場塗装工
		5		0	1	4 - 5 - 3		4	4				1	4 - 5 - 3	
4					1		請負者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、付着した油脂類は除去し、さび		4				1		請負者は、現場塗装の前にジンクリッチペイントの白さび及び付着した油脂類は
4	7	J	J	'	'	1.		4	7	J	J	'	'		前見有は、現場塗装の前にシンケリッテベインドの自己の及び11者のた油油製は 除去しなければならない。
							落とし清掃を行わなければならない。なお、素地調整は、3種ケレンとし、								欧女リルはようない。
	_	_			_		素地調整のグレードとは、SIS規格でSt3以上とするものとする。		_		_	_	_	•	法点 大江 生物排除后加纳主义体内数字数字以为相人 生工数学之后 人名人
4	4	5	3	8	1	8.	請負者は、海上輸送部材・海岸部に架設された部材及び塩分付着の疑い	4	4	5	3	8	1	8.	請負者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、
							がある場合は、塩分測定を行わなければならない。 塩分付着量の測定								その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合
							結果がNaCl50mg/m2以上の時は水洗いするものとする。								<u>には、塩分付着量の測定を行いNaCIが</u> 50mg/m2以上の時は水洗いするものとする
4	4	5	3	9	1	9.	<u>(1)</u> 塗布作業時の気温·湿度の制限は···	4	4	5	3	9	1		塗布作業時の気温・湿度の制限は・・・
							(2)降雨等で表面が塗れているとき。								<u>(1)</u> 降雨等で表面が塗れているとき。
							(3)風が強いとき、及びじんあいが多いとき。								<u>(2)</u> 風が強いとき、及びじんあいが多いとき。
							(4)塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。								(3)塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。
							(5)炎天で鋼材表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれのあるとき。								(4)炎天で鋼材表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれのあるとき。
							(6)その他監督員が不適当と認めたとき。								(5) その他監督員が不適当と認めたとき。
4	4	5	2	15	1	15.	(の)との心温音質が不過当と認めたとと。	4	4	5	3	15	1	15.	いっただしプライマーは除くものとする。 また、箱げた上フランジなどのコンクリート接
4	7	5	3	13	'	١,,	ICICO D T T TORMY TOWARD TO TO	+	7	٦	J	13	'	١,٠	続部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジンクリッチペイントを30μm塗布する
															<u>ものとする。</u>

10 *** *****************************
4 4 6 1 0 1 4-6-1 一般事項 追加 4 4 6 1 0 1 4-6-1 一般事項 追加 4 4 6 1 0 1 4-6-1 一般事項 通知 4 4 6 1 0 1 第7節 機会付置工 2 1 第7節 機会付置工 4 4 7 2 0 1 4-7-2 0 1 4-7-2 0 1 4-7-2 0 1 4-7-2 0 1 4-7-2 0 1 4-7-2 0 1 4-7-2 0 1 4-7-2 0 0 1 4-7-2 0 1 4-7-2 0 1 4-7-2 0 1 4-7-2 0 0 1 第5億 2 0 0 1 第5億
通知
通知
4 4 7 0 0 1 第7節 機深付属工 4 4 7 2 0 1 4 - 7 - 2 仲稲装置工 第7節 機深付属工 4 4 7 2 0 1 4 - 7 - 2 仲稲装置工 申稲装置工 第2 0 1 4 - 7 - 2 中稲装置工 申福装置工 申报表面 2 1 4 - 7 - 2 申報装置工 申报表面 2 1 4 - 7 - 2 申報装置工 申报表面 2 1 4 - 7 - 2 申报表面 申报表面 2 1 4 - 7 - 2 申报表面 申报表面 2 1 4 - 7 - 2 1 4 - 7 - 2 1 4 - 7 - 2 1 第五式本面 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 </td
4 4 7 0 0 0 1 第7節 機能分属工 4 4 7 0 0 0 1 第9節 機能分属工 4 4 7 0 0 0 1 第9節 機能分属工 4 4 7 0 0 0 1 第9節 機能分属工 4 4 7 0 0 0 1 4 4 7 0 0 0 1 4 4 7 0 0 0 1 4 4 7 0 0 0 1 4 4 7 0 0 0 1 4 4 7 0 0 0 1 3 調養者法、伸縮装置工 3 調養者法、仲縮装置工 3 調養者法、仲縮装置工 3 調養者法、仲縮装置工 4 4 7 0 0 0 0 1 3 調養者法、仲縮装置工 4 4 7 0 0 0 0 1 3 調養者法、仲縮装置工 4 6 0 0 0 0 1 3 調養者法、伊紹本とは、外籍を得しているとない。 4 6 0 0 0 0 1 第6章 トンネル(NATM) 4 6 0 0 0 0 1 第6章 トンネル(NATM) 4 6 0 0 0 0 1 第2 9 2 1 0 0 1
4
適加
追加 4 4 7 2 4 1
追加 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1
4 6 0 0 0 1 第6章 トンネル(NATM) 4 6 0 0 0 1 第6章 トンネル(NATM) 4 6 0 0 0 1 第6章 トンネル(NATM) 4 6 2 0 0 1 第6章 トンネル(NATM) 4 6 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 トンネル(NATM) 4 6 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 6 2 1 0 1 第4節 反保工 4 6 4 0 1 第4節 反保工 4 6 4 0 1 第4節 反保工 4 6 4 1 0 1 第4節 6 4 1 0 1 6
4 6 0 0 0 0 1 第6章 トンネル(NATM) 4 6 0 0 0 1 第6章 トンネル(NATM) 4 6 2 0 0 1 9 1 第2節 適用すべき諸基準 4 6 2 0 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 6 2 0 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 6 2 1 0 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9
4 6 2 0 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 6 2 0 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 6 2 1 0 0 1 第4節 支保工 4 6 4 0 0 1 第4節 支保工 4 6 4 0 0 1 第4節 支保工 4 6 4 1 0 1 1 6 4 1 0 1 第4節 支保工 4 6 4 1 0 1 6 4 1 1 6 4 1 0 1 6 4 1 0 1 6 4 1 0 0 1 第4節 支保工 4 6 4 1 0 1 6 4 1 1 6 4 1 0 1 6 4 1 0 0 1 6 4 1 0 0 1 6 4 1 0 0 1 6 4 1 0 0 1 6 4 1 0 0 1 6 4 1 0 0 1 6 4 1 0 0 1 6 4 1 0 0 1 6 4 1 0 0 1 6 4 1 0 0 1 6 4 1 0 0 1 6 4 1 0 0 1 6 4 1 0 0 1 6 4 1 0 0 1 6 4 4 1 0 0 1 6 4 4 1 0 0 1 6 4 4 1 0 0 1 6 4 4 1 0 0 1 6 4 4 1 0 0 1 6 4 4 1 0 0 1 6 4 4 1 0 0 1 6 4 4 1 0 0 1 6 4 4 4 0 1 6 4 4 4 0 1 6 4 4 4 0 1 6 4 4 4 0 1 6 4 4 4 0 1 6 4 4 4 0 1 6 4 4 4 0 1 6 4 4 4 0 1 6 4 4 4 0 1 6 4 4 4 0 1 6 4 4 4 0 1 6 4 4 4 0 1 6 4 4 4 0 1 6 4 4 4 0 1 6 4 4 4 0 1 6 4 4 4 0 1 6 4 4 4 0 1 6 4 4 4 0 1 6 4 4 4 0 1 6 4 4 4 0 1 6 4 4 4 0 1 6 4 4 4 0 1 6 4 4 4 0 1 6 4 4 4 0 1 6 4 4 4 0 1 6 4 4 4 0 1 6 4 4 4 0 1 6 4 4 4 0 1 6 4 4 4 0 1 6 4 4
4 6 2 1 0 0 1 第4節 支保工 4 6 2 1 0 1 第4節 支保工 4 6 4 0 0 1 第4節 支保工 4 6 4 1 0 1 6 - 4 - 1 一般事項 第4節 支保工 4 6 4 1 0 1 6 - 4 - 1 一般事項 第4節 支保工 4 6 4 1 0 1 6 - 4 - 1 一般事項 第4節 支保工 4 6 4 1 0 1 6 - 4 - 1 一般事項 第4節 支保工 2 4 6 4 1 0 1 6 - 4 - 1 一般事項 第4節 支保工 4 6 4 1 0 1 6 - 4 - 1 一般事項 第4節 支保工 4 6 4 1 0 1 6 - 4 - 1 一般事項 第4節 支保工 4 6 4 1 0 1 6 - 4 - 1 一般事項 第2世間限は、地山の状況に応じ、多少変動しても所定区間における総本が変更がなければ所定の確込間隔とみなすものとする。 4 6 4 4 0 1 6 - 4 - 4 ロックボルト工 2 4 6 4 4 0 1 6 - 4 - 4 ロックボルト工 2 4 6 4 4 0 1 6 - 4 - 4 日ックボルト工 2 4 6 4 4 6 1 8 5 2 2 1 0 1 1 第2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
4 6 4 0 0 1 1 第4節 支保工 4 6 4 0 0 1 1 第4節 支保工 4 6 4 1 0 1 6 - 4 - 1 一般事項 4 6 4 1 0 1 6 - 4 - 1 一般事項 4 6 4 1 0 1 6 - 4 - 1 一般事項 2 5 5 反保工関係は、地山の状況に応じ、多少変動しても所定区間における総本が変更がなければ所定の建込関隔とみなすものとする。 4 6 4 4 0 1 6 - 4 - 4 日ックボルト工 4 6 4 4 0 1 6 - 4 - 4 日ックボルト工 4 7 0 0 0 0 1 第7章 トンネル(矢板) 4 7 0 0 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 7 2 0 0 1 第 第 2 節 適用すべき諸基準 4 7 2 0 0 1 第2 節 適用すべき諸基準 4 9 0 0 0 1 第9章 銅製シェッド 4 9 0 0 0 1 第9章 銅製シェッド 4 9 2 0 0 1 第2 節 適用すべき諸基準 4 7 2 0 0 1 第9章 銅製シェッド 4 9 2 1 0 1 第2 節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第2 節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第2 節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第2 節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第2 節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第2 節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第2 節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第2 節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第2 節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第2 節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第2 節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第2 節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第2 節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第2 節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第2 節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第2 節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第6 節 適用 4 15 0 0 1 第1 節 適用すべき諸基準 4 15 0 0 0 1 第6 節 適用 第 6 節 適用 4 15 1 0 0 1 第 1 節 適用 第 6 節 適用 4 15 1 0 0 1 1 第 6 節 適用 1 第 6 節 適用 4 15 4 0 0 1 1 5 4 4 0
4 6 4 1 0 1 6 - 4 - 1 一般事項 追加 4 6 4 1 0 1 6 - 4 - 1 一般事項 追加 2 2 2 2 2 2 2 2 2
追加
4 6 4 4 0 1 6 - 4 - 4 ロックボルトエ 4 6 4 4 0 1 6 - 4 - 4 ロックボルトエ 追加 4 6 4 4 0 1 6 - 4 - 4 ロックボルトエ 企長打ちボルト(フォアパイリング)の突孔角度等詳細については、監督員の承を得るものとする。 4 7 0 0 0 0 1 第7章 トンネル(矢板) 4 7 0 0 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 7 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 0 0 0 0 1 第9章 適用すべき諸基準 4 9 0 0 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 0 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第9章 適用すべき諸基準 4 9 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第1 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第
4 6 4 4 0 1 6 - 4 - 4 ロックボルト工 追加 4 6 4 4 0 1 6 - 4 - 4 ロックボルト工 6 - 4 - 4 ロックボルト工 4 7 0 0 0 0 1 第7章 トンネル(矢板) 4 7 0 0 0 0 1 第7章 トンネル(矢板) 4 7 0 0 0 0 1 第7章 第2節 適用すべき諸基準 4 7 2 0 0 1 第7章 キンネル(矢板) 4 7 2 1 0 1 第7章 ずい道工事等における換気技術指針(設計及び粉じん等の測定) 4 7 2 1 0 1 第3章 第2節 適用すべき諸基準 4 7 2 1 0 1 第3章 ずい道工事等における換気技術指針(設計及び粉じん等の測定) 4 9 0 0 0 1 第9章 鋼製シェッド 4 9 0 0 0 1 第3章 鋼製シェッド 4 9 0 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 7 2 1 0 1 第2節 適用すべき諸基準 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第2節 第2節 適用すべき諸基準 4 7 2 1 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 0 0 0 1 第39章 鋼製シェッド 4 9 2 1 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 15 0 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 15 0 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 15 0 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 15 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 15 1 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 15 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 15 1 0 0 1 第2節 適用 第2節 適用すべき諸基準 4 15 1 0 0 1 第1節 適用 4 15 1 0 0 1 第1節 適用 5場合は、第1編総則1-1-48の規定に基づき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
追加 1
4 7 0 0 0 0 1 第7章 トンネル(矢板) 4 7 0 0 0 0 1 第7章 トンネル(矢板) 4 7 2 0 0 0 1 第7章 トンネル(矢板) 4 7 2 0 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 7 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 0 0 0 0 1 第9章 鋼製シェッド 4 9 0 0 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第15章 道路維持 4 9 2 1 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 15 0 0 0 1 第15章 道路維持 追加 4 9 2 1 0 1 第15章 道路維持 4 15 1 0 0 1 第15章 道路維持 道路計算適用 4 15 0 0 1 第15章 道路維持 4 15 1 0 0 1 第1節 適用 4 15 1 0 0 1 第1節 適用 4 15 4 0 0 1 第1 第2 第4節 舗装工 4 15 4 0 0 1 15 4 4 翻装打換充工 4 15 4 0 0 1 15 4 4 翻装打換充工
4 7 0 0 0 1 第7章 トンネル(矢板) 4 7 0 0 0 0 1 第7章 トンネル(矢板) 4 7 2 0 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 7 2 0 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 7 2 1 0 1 第9章 鋼製シェッド 4 7 2 1 0 1 第9章 鋼製シェッド 4 9 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 0 0 1 第9章 鋼製シェッド 4 9 2 1 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 15 0 0 1 第15章 道路維持 6 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 15 0 0 0 1 第15章 道路維持 6 0 0 1 第15章 道路維持 4 15 1 0 0 1 第15章 道路維持 6 0 0 0 1 第15章 道路維持 4 15 1 0 0 1 第1 第1 6 適用 5 場合は、第1編総則1 - 1 - 48の規定に基づき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4 7 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 7 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 7 2 1 0 1 ずい道工事等における換気技術指針(設計及び保守管理) 4 9 0 0 0 1 第9章 鋼製シェッド 4 9 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 15 0 0 1 第1節 適用すべき諸基準 4 15 0 0 1 第1節 適用すべき諸基準 4 15 0 0 0 1 第1節 道路維持 4 15 1 0 0 1 第1節 適比 4 15 1 0 0 1 第1節 適比 5 場合は、第1編総則1 - 1 - 48の規定に基づき・・・ 4 15 1 0 0 1 第4節 舗装工 4 15 4 0 0 1 15 - 4 - 4 舗装打換え工 4 15 4 0 0 1 15 - 4 - 4 舗装打換え工
4 7 2 1 0 1 ずい道工事等における換気技術指針(設計及び粉じん等の測定) 4 7 2 1 0 1 ずい道工事等における換気技術指針(設計及び保守管理) 4 9 0 0 0 0 1 第9章 鋼製シェッド 4 9 0 0 0 1 第9章 鋼製シェッド 4 9 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月) 4 9 2 1 0 1 第15章 道路維持 4 9 2 1 0 1 第15章 道路維持 4 15 0 0 0 1 第1節 適用 4 15 0 0 0 1 第1節 適用 4 15 1 1 5 1 5 1 5 …・場合は、第1編総則1-1-48の規定に基づき・・・ 4 15 1 0 0 1 第4節 舗装工 4 15 4 0 0 1 1 5 - 4 - 4 4 15 4 0 0 1 1 1 5 - 4 - 4 舗装打換え工
4 9 0 0 0 1 第9章 鋼製シェッド 4 9 0 0 0 1 第9章 鋼製シェッド 4 9 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 第15章 道路維持 4 9 2 1 0 1 第15章 道路維持 4 15 0 0 0 1 第15章 道路維持 4 15 0 0 0 1 第15章 道路維持 4 15 1 1 5 1 0 0 1 第1節 適用 4 15 1 0 0 1 第15章 道路維持 4 15 1 1 5 1 1 5 1 5 1 第1節 適用 4 15 1 1 5 1 5 1 5 5 1 5 5 1 場合は、第1編総則1-1-48の規定に基づき・・・ 4 15 4 0 0 1 1 5 4 4 8 8 4 0 1 1 5 4 4 8 6 ま打換え工 4 15 4 0 0 1 1 5 4 4 8 舗装打換え工
4 9 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 4 9 2 1 0 1 9 2 1 0 1 9 2 1 0 1 9 2 1 0 1 9 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
4 9 2 1 0 1 鋼道路橋塗装便覧 (平成16年4月) 4 9 2 1 0 1 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月) 4 9 2 1 0 1 道路防雪便覧 (平成2年5月) 4 15 0 0 0 1 第15章 道路維持 4 15 1 0 0 1 第1節 適用 3 第1節 適用 4 15 1 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 6 1 第4節 舗装工 4 15 4 0 0 0 1 第4節 舗装工 4 15 4 15 4 0 0 1 第4節 舗装工 4 15 4 15 4 0 0 1 第4節 舗装工 4 15 4 15 4 0 0 1 第4節 舗装工 4 15 4 15 4 0 0 1 <t< td=""></t<>
4 9 2 1 0 1 道路防雪便覧 (平成2年5月) 4 15 0 0 0 1 第15章 道路維持 4 15 1 0 0 1 第1節 適用 適用 4 15 1 0 0 1 第1節 適用 6 5 場合は、第1編総則1-1-48の規定に基づき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4 15 0 0 0 1 第15章 道路維持 4 15 1 0 0 0 1 第15章 道路維持 4 15 1 0 0 0 1 第15章 適用 4 15 1 0 0 0 1 第1節 適用 4 15 1 1 5 1 0 0 0 1 第1節 第1節 6 1 5 2 0 0 0 1 第15章 道路維持 6 1 5 2 0 0 0 1 第1節 適用 7 1 5 2 0 0 0 1 第1節 第1節 8 1 5 2 0 0 0 1 第1節 第1節 9 1 5 0 0 0 1 第1節 第1節 9 1 6 0 0 0 1 第1節 第1節 9 1 6 0 0 0 1 第1節 第1節 9 1 7 6 0 0 0 1 第1節 第1節 9 1 7 6 0 0 0 0 1 第1節 第1節 9 1 7 6 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
4 15 0 0 0 1 第15章 道路維持 4 15 1 0 0 0 1 第15章 道路維持 4 15 1 0 0 0 1 第15章 適用 4 15 1 0 0 0 1 第1節 適用 4 15 1 1 5 1 0 0 0 1 第1節 第1節 6 1 5 2 0 0 0 1 第15章 道路維持 6 1 5 2 0 0 0 1 第1節 適用 7 1 5 2 0 0 0 1 第1節 第1節 8 1 5 2 0 0 0 1 第1節 第1節 9 1 5 0 0 0 1 第1節 第1節 9 1 6 0 0 0 1 第1節 第1節 9 1 6 0 0 0 1 第1節 第1節 9 1 7 6 0 0 0 1 第1節 第1節 9 1 7 6 0 0 0 0 1 第1節 第1節 9 1 7 6 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
4 15 1 1 5 1 1 5 1 5 · · · 場合は、第1編総則1 - 1 - 48の規定に基づき・・・ 4 15 4 0 0 1 第4節 舗装工 4 15 4 0 0 1 15 - 4 - 4 舗装打換え工
4 15 4 0 0 1 第4節 舗装工 4 15 4 0 0 1 第4節 舗装工 4 15 4 0 0 1 15 4 4 簡装打換え工
4 15 4 4 0 1 15 - 4 - 4 舗装打換え工 4 15 4 4 0 1 15 - 4 - 4 舗装打換え工
4 15 4 4 0 1 15 - 4 - 4 舗装打換え工 4 15 4 4 0 1 15 - 4 - 4 舗装打換え工
4 15 4 4 2 1 2 2 2 2 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
4 15 4 4 2 1 項番号の変更 4 15 4 4 2 3 (2). (3).
追加 4 15 4 4 2 4 (4)車道打換等によって生じる段差の擦付について、横断方向(車の進行方)
の段差は5%以内の勾配で日々行い、交通開放しなければならない。なお、
方向(道路中央線方向)の段差は原則としてつくってはならない。
4 15 4 4 2 1 項番号の変更 4 15 4 4 2 5 (3). (5).
10 21 2 0 1 13 21 2 0 1 13 21 2 0 1 13 21 2 0 1 13 21 2 0 1 13 21 2 0 1 13 21 2 0 1 13 21 2 0 1 13 21 2 0 1 13 21 2 0 1 13 21 2 0 1 13 21 2 0 1 13 21 2 0 1 13 21 2 0 1 13 21 2 0 1 13 21 2 0 1 13 21 2 0 1 13 21 2 0 1 13 21 2 0 1 13 21 2 0 1 13 21 2 0 1 13 21 2 0 1 13 21 2 0 1 13 21 2 0 1 13 21 2 0 1 13 21 2 0 1 13 21 2 0 1 13 21 2 0 1 13 21 2 0 1 13 21 2 0 1 13 21 2 0 1 13 21 2 0 1 13 21 2 0 1 21 2 0 1 21 2
追加 4 15 21 2 3 1 3. 請負者は、除草に先立ち、竹・雑木等の伐採を行うとともに、空缶等の異物 を
ならない。
4 17 0 0 0 1 第17章 消雪工 全面改正
4 17 1 1 0 1 17 - 1 - 1 さ〈井工 4 17 1 1 0 1 17 - 1 - 1 さ〈井工 4 17 1 1 0 0 1 47 - 1 - 1 さ〈井工 4 17 1 1 0 0 1 47 - 1 - 1 さ〈井工 4 17 1 1 0 0 1 47 - 1 - 1 さ〈井工
4 17 1 2 0 1 17 - 1 - 2 ケーシングエ 4 17 1 2 0 1 17 - 1 - 2 ケーシングエ
4 17 1 1 0 1 17 - 1 - 1 さく开上 4 17 1 2 0 1 17 - 1 - 1 さく开上 4 17 1 2 0 1 17 - 1 - 2 ケーシングエ 4 17 1 3 0 1 17 - 1 - 3 揚水機工 4 17 1 4 0 1 17 - 1 - 4 電気工

							旧・条文構成(平成19年度)								新・条文構成(平成20年度)
4	17	1	5	0	1	17 - 1 - 5	横引配管	4	17	1	5	0	1	17 - 1 - 5 横	引配管
4	17	1	6	0	1		本線配管	4	17	1	6	0	1	17 - 1 - 6 電	
4	17	1	7	0	1		噴水	4	17	1	7	0	1	17-1-7 配	管工
4	17	1	8	0	1		銘板	4	17	1	8	0	1		作盤工
		•								•					·
5	0 (0	0	0	1	第5編	河川編	5	0	0	0	0	1	第5編 河	川編
5	1 (0	0	0	1	第1章	築堤·護岸	5	1	0	0	0	1		堤·護岸
5	1 4	4	0	0	1	第4節	矢板護岸工	5	1	4	0	0	1	第4節 矢	板護岸工
5	1 4	4	3	0	1		笠コンクリート工	5	1	4	3	0	1	1 - 4 - 3 笠	コンクリートエ
							追加	5	1	4	3	3	1	3. 請:	<u>負者は、プレキャスト笠コンクリートの運搬にあたっては、部材に損傷や衝撃を</u>
														与	えないようにしなければならない。・・・・
5	1 4	4	3	0	1	3.	項番号の変更	5	1	4	3	4	1	4.	3. 4.
5	1 :	5	0	0	1		法覆護岸工	5	1	5	0	0	1	第5節法	
5	1 :	5	2	0	1	1 - 5 - 2		5	1	5	2	0	1	1-5-2 材	料
5	1 :	5	2	2	1	2.	鉄線かご型護岸工は以下によるものとする。	5	1	5	2	2	1	2.	以下削除
							追加	5	1	12	0	0	1	第12節 仮	量水標
								5	1	12	1	0	1	<u>1 - 12 - 1</u> 水	位の観測
							追加	5	1	13	0	0	1	第13節 護	岸法覆工
								5	1	13	1	0	1	1-13-1 法	覆工及び法留工
								5	1	13	2	0	1	1-13-2 連	接プロック張工
								5	1	13	3	0	1	1-13-3 か	ピマット工
								5	1	13	4	0	1		ごマット(多段積み)
								5	1	13	5	0	1	1-13-5 特	殊かごマット(被覆鉄線使用)
5	4 (0	0	0	1	第4章	水門	5	4	0	0	0	1	第4章 水	門
5	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	5	4	2	0	0	1	第2節 適	用すべき諸基準
5	4	2	1	0	1		国土交通省 機械工事施工管理基準(案) (平成17年4月)	5	4	2	1	0	1	国	土交通省 機械工事施工管理基準(案) (平成19年4月)
		16	0	0	1	第16節	舗装工	5	4	16	0	0	1	第16節 舗	装工
5	4 1	16	7	0	1	4 - 16 - 7	排水性舗装工	5	4	16	7	0	1	4-16-7 排:	水性舗装工
5	4 1	16	7	3	1	3.	ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダー(アスファルト)は高粘度改	5	4	16	7	3	1	3. ポー	ーラスアスファルト混合物に用いるバインダー(アスファルト)は ボリマー改質アス
							質アスファルトとし、表4 - 11の・・・・							<u></u>	ァルト とし、表4 - 11の・・・・・
8	0 (0	0	0	1	第8編	ダム編	8	0	0	0	0	1	第8編 ダ	ム編
8	1 (0	0	0	1	第1章	コンクリートダム	8	1	0	0	0	1	第1章 コン	ンクリートダム
8	1 4	4	0	0	1		ダムコンクリート工	8	1	4	0	0	1	第4節 ダ.	ムコンクリートエ
8	1 4	4	8	0	1	1 - 4 - 8	コンクリートの打込み	8	1	4	8	0	1	1 - 4 - 8	ンクリートの打込み
8	1 4	4	8	6	2	6 .	(2)旧コンクリートが0.75m~1.0m未満のリフトの場合は・・・	8	1	4	8	6	2	6 . (2)	旧コンクリートが0.75m 以上 ~1.0m未満のリフトの場合は・・・